

社会福祉法人 米沢栄光の里 役員等の報酬、費用弁償及び慶弔に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 米沢栄光の里 定款（以下「定款」という。）第8条及び第22条の規定に基づき、社会福祉法人 米沢栄光の里（以下「法人」という。）の役員等の報酬及び費用弁償に関し定めるもののほか、役員等の慶弔に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において「役員」とは、定款第4章に定める理事、監事をいう。

2 この規程において「役員等」とは、理事、監事、評議員、第三者委員、評議員選任・解任委員をいう。

(報酬の支給及び額)

第3条 役員には、報酬を支給する。

2 報酬は月額又は年額とし、その額は別表第1に定めるところによる。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬の支給方法は、次のとおりとする。

(1) 月額の報酬は、月の初日から末日までにおいて、その職務に従事した場合に当該月の21日（その日が日曜日又は土曜日若しくは休日に当たるときは、その前日においてその日前においてその日に最も近い日曜日又は土曜日若しくは休日でない日）に支給する。

(2) 年額の報酬は、その職務に従事した場合に、その日に支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等が理事長の命により職務のために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

2 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。

(日当及び宿泊料の額)

第8条 日当及び宿泊料の額は、別表第2に定めるところによる。

(旅費の請求手続)

第9条 旅費（概算払いに係る旅費を含む。）の支給を受けようとする出張者及び概算払いに係る旅費の支給を受けた出張者でその精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを請求しなければならない。

2 概算払いに係る旅費の支給を受けた出張者は、当該旅行を完了したのち所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 前項の規定による精算の結果過払い金があった場合には、所定の期間内に当該過払い金を返納しなければならない。

(旅費の請求)

第10条 旅行命令権者は旅行者が、この規程による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合は、その都度理事長の定める旅費を支給することができる。

(慶弔の種類)

第11条 法人が行う役員等に対する慶弔は、次のとおりとする。

- (1) 傷病見舞い
- (2) 災害見舞い
- (3) 弔意

(慶弔の基準)

第12条 前条に規定する慶弔の基準は、別表第3のとおりとする。ただし、当該基準により難しい場合は、その都度理事長が決定する。

(規程の改廃)

第13条 この規程を改正し、又は廃止しようとするときは、定款第22条の規定により、評議員会の決議を得なければならない。

(補 則)

第14条 この規程に定める事項のほか、役員等の報酬、費用弁償及び慶弔に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

平成23年 6月10日一部改正

平成24年 4月 1日一部改正

平成25年 4月 1日一部改正

1. 平成27年 1月30日一部改正

2. 平成27年2月1日から3月31日までの間における理事長の報酬月額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に、100分の70を乗じて得た額とする。

平成29年 4月 1日一部改正

平成30年 4月 1日一部改正

別表第1

役員区分	報酬区分	金額	勤務形態
理事長	月額	100,000円	非常勤
監事	年額	20,000円	非常勤

別表第2

区分	車賃 1Km 当たり	日当 (4時間を超え る場合)	日当 (4時間を超 えない場合)	宿泊料(1夜につき)	
				甲地方	乙地方
法人の会議・出張等	37円	10,000円	5,000円	13,100円	9,800円

別表第3

区分	内 容	基準額等
傷病見舞い	役員等が負傷又は疾病により概ね1月以上の入院加療をしたとき。	5,000円
災害見舞い	役員等が火災、自然災害等により家屋財産等に相当の被害を被ったとき。	5,000円
弔 意	役員等が死亡したとき。	20,000円 生花、弔電
	役員等の同居家族が死亡したとき。	弔電